

石川県公報

令和3年9月7日

第13437号（火曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

目	次
告示	監査委員
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の失効 (薬事衛生課) 1	○定期監査結果公表 1
	○財政的援助団体等監査結果公表 3
	○監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表 4

告示

石川県告示第358号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので告示する。

令和3年9月7日

石川県知事 谷本正憲

1 失効した知事指定薬物の名称

- エチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート及びその塩類
- 2-(メチルアミノ)-1-(チオフェン-2-イル)プロパン-1-オン及びその塩類
- 2-シクロヘキシル-1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)エタン-1-オン及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に掲げる薬物に該当すると認められるに至ったため

3 失効の日

令和3年9月4日

4 罰則の適用

条例第24条から第28条までの規定は、上記の知事指定薬物の指定がその効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても、適用する。

監査委員

定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和3年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和3年9月7日

石川県監査委員	徳野光春
同	盛本芳久
同	山本次作
同	奥村豊美

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する令和2年度及び令和3年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業

の管理（以下「財務事務の執行等」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監 査 対 象 所 属	監査実施年月日	監査の対象期間	監 査 の 結 果
県民文化スポーツ部企画調整室	令和3年8月2日	令和2年4月1日～ 令和3年3月末日	所管の財務に関する事務及び 経営に係る事業その他の事務事 業の執行等は、おおむね適正に 処理されていると認める。
県民交流課	〃	〃	〃
文化振興課	〃	〃	〃
スポーツ振興課	〃	〃	〃
男女共同参画課 女性センター	〃	〃	〃
危機対策課	〃	〃	〃
消防保安課	〃	〃	〃
出納室	〃	〃	〃
土木部企画調整室	令和3年8月4日	〃	〃
監理課	〃	〃	〃
道路建設課	〃	〃	〃
道路整備課	〃	〃	〃
河川課 大聖寺川ダム統合管理事務所 赤瀬ダム管理事務所 犀川ダム管理事務所 内川ダム管理事務所	〃	〃	〃
港湾課	〃	〃	〃
(港湾課) 港湾土地造成事業	〃	〃	〃
砂防課	〃	〃	〃
都市計画課	〃	〃	〃
(都市計画課) 流域下水道事業	〃	〃	〃
公園緑地課	〃	〃	〃
建築住宅課	〃	〃	〃
営繕課	〃	〃	〃
水道企業課	〃	〃	〃
(水道企業課) 水道用水供給事業	〃	〃	〃
財政課	令和3年8月6日	〃	〃
秘書課	〃	〃	〃
総務課	〃	〃	〃
人事課	〃	〃	〃
行政経営課	〃	〃	〃

デジタル推進課	〃	〃	〃
管財課	〃	〃	〃
税務課	〃	〃	〃
市町支援課	〃	〃	〃
労働委員会事務局	〃	〃	〃
健康福祉部企画調整室	令和3年8月12日	〃	〃
厚生政策課	〃	〃	〃
長寿社会課	〃	〃	〃
障害保健福祉課	〃	〃	〃
医療対策課	〃	〃	〃
地域医療推進室	〃	〃	〃
健康推進課	〃	〃	〃
薬事衛生課	〃	〃	〃
南部小動物管理指導センター	〃	〃	〃
少子化対策監室	〃	〃	〃
いしかわ子ども交流センター	〃	〃	〃
議会事務局	〃	〃	〃
人事委員会事務局	〃	〃	〃
競馬事業局	〃	〃	〃
奥能登教育事務所	令和3年8月17日	令和2年8月1日～ 令和3年2月末日	〃
穴水高等学校	〃	〃	〃
門前高等学校	〃	令和2年8月1日～ 令和3年3月末日	〃
鹿西高等学校	〃	令和2年8月1日～ 令和3年2月末日	〃
羽松高等学校	〃	〃	〃
羽咋警察署	〃	〃	〃
警察本部	令和3年8月18日	令和2年4月1日～ 令和3年3月末日	〃
松任高等学校	令和3年8月26日	令和2年9月1日～ 令和3年5月末日	〃
白山警察署	〃	〃	〃
飯田高等学校	〃	令和2年8月1日～ 令和3年2月末日	〃
珠洲警察署	〃	〃	〃
能登高等学校	〃	〃	〃

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和3年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和3年9月7日

石川県監査委員 徳 野 光 春
 同 盛 本 芳 久
 同 山 本 次 作
 同 奥 村 豊 美

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第7項に規定する令和2年度の補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（以下「財政的援助等に係る出納その他の事務の執行」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象団体毎の監査結果は、次のとおりである。

監 査 対 象 団 体	監査実施年月日	監 査 の 結 果
石川県公立大学法人	令和3年8月26日	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県知事から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和3年9月7日

石川県監査委員 徳 野 光 春
同 盛 本 芳 久
同 山 本 次 作
同 奥 村 豊 美

(別 紙)

県央農第2028号
令和3年8月10日

石川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷 本 正 憲

令和3年7月30日付け石監査第259-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
公用車の交通事故が2件発生していた。 公用車の運行に際しては、交通法規を遵守するとともに、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。	県央農林総合事務所	交通事故が複数件発生したことを重く受け止め、改めて全職員に対し交通法規を遵守するとともに、安全運転に万全を期するよう周知徹底を図ったほか、公用車による事故を起こした職員等に自動車運転技術向上研修を受講させ、職員の運転技術の向上に取り組んでおります。 今後、このようなことがないよう、公用車の運行に際しては、交通安全に万全を期し、交通事故の防止に努めます。

県央土第1931号
令和3年8月17日

石川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷 本 正 憲

令和3年7月30日付け石監査第259-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
<p>公用車の交通事故が発生していた。</p> <p>公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。</p>	<p>県央土木総合事務所</p>	<p>今回の交通事故の後、全職員に対し、交通安全に対する意識の高揚を改めて呼びかけるとともに、運転技術の改善・向上及び公務運転事故の減少を図るため、若手職員が自動車運転技術向上研修を受講しました。</p> <p>今後は、再発することのないよう安全運転に万全を期するよう注意し、交通事故防止に努めてまいります。</p>

生 安 第 570 号

令和3年8月16日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷 本 正 憲

令和3年7月30日付け石監査第259-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
<p>公用車の交通事故が2年連続で発生していた。</p> <p>公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。</p>	<p>生活安全課</p>	<p>2年連続で交通事故が発生したことを重く受け止め、公用車の運行に際しては、交通法規の遵守の徹底とともに、安全運転に万全を期するよう、改めて全職員に対して注意喚起を行いました。</p> <p>また、公用車を運転する職員に対し、自動車運転技術向上研修等の受講を積極的に勧奨し、日頃の運転操作の見直しを行うことで交通事故の再発防止を図るほか、同乗職員による安全確認の補助などの対策を講じ安全意識の向上に努めています。</p> <p>今後、このようなことがないように、公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意し、交通事故の防止に努めます。</p>

畜 産 第 997 号

令和3年8月17日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷 本 正 憲

令和3年7月30日付け石監査第259-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
<p>補助金の支出事務において、適正を欠くものがあった。</p> <p>今後、このようなことがないように十分注意すること。</p>	<p>畜産振興・防疫対策課</p>	<p>指摘された事項につきましては、あってはならないことであり、今後このようなことが起こらないよう、補助金交付状況の確認及び必要書類の早期提出を徹底し、適正な補助金事務の執行に万全を期すよう指導しました。</p>

